

船橋市歯科診療所運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所及び船橋市さざんか特殊歯科診療所（以下「診療所」という。）の管理について、船橋市歯科診療所条例（平成26年船橋市条例第49号。以下「条例」という。）第12条に基づく管理の実績の評価等を行うため、及び診療所の管理に関する重要事項を審議するため、船橋市歯科診療所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 条例第12条第2項の中期目標を策定すること。
- (2) 指定管理者が定めた条例第12条第3項の中期目標に基づく行動計画を審査すること。
- (3) 条例第10条の事業報告書に基づき、中期目標に係る目標達成期間及び毎事業年度における管理の実績について評価すること。
- (4) 中期目標の期間の終了時において、管理の実績について評価すること。
- (5) 前4号に定めるもののほか、管理に関する重要事項を審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 歯科診療に関し識見を有する者
- (2) 船橋市医師会から推薦のあった医師
- (3) 船橋薬剤師会から推薦のあった薬剤師
- (4) 言語聴覚士
- (5) 介護支援専門員
- (6) ソーシャルワーカー
- (7) 公募市民

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

- 第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、健康福祉局健康部健康政策課において処理する。

(災害補償)

- 第8条 委員会の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(書面開催)

- 第10条 委員長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができます。
- 2 書面開催とする場合、要綱第6条第2項中の「委員の半数以上が出席しなければ」を「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と、要綱第6条第3項中の「出席委員」を「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。